

財団法人高知県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人高知県社会保険協会寄附行為第21条第1項に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、在職中の平均本俸月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{100}{100}$ に相当する額に、在職月数を12で除したものを乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から、起算して、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算するものとする。

(端数の処理)

第5条 退職手当の支給額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命じられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に定める遺族の範囲は、次に掲げるところによる。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していた者

(3) 前各号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していた親族

2 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、前項各号の順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が、2人以上ある場合は、その人数に

より等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成14年11月1日より施行する